

## 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い

### —改正実務対応報告第2号の解説—

企業会計基準委員会 研究員 小堀一英

#### I はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、平成19年2月7日に、改正実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「改正実務対応報告」という。）を公表した<sup>1</sup>。改正実務対応報告は、平成18年10月27日に公開草案を公表し、広くコメントの募集を行った後、ASBJにおいて寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものである。

本稿では、改正実務対応報告のうち、主に今回改正の対象となった箇所について解説を行うこととする。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見であることを予めお断りしておく。

#### II 公表の経緯

「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号）により、一定の場合に、政府が厚生年金基金に対して交付金を支払うこととされたため、当該交付金に関する母体企業（事業主）の会計処理を明らかにする必要性が生じ、ASBJは、当該会計処理の当面の取扱いとして、平成18年10月27日に、実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」を公表している<sup>2</sup>。

この厚生年金基金に係る交付金の会計処理を審議している過程において、退職給付会計基準注解（注12）に基づく会計処理（いわゆる「例外処理」）<sup>3</sup>を採用する場合における複数事業主制度に関する会計処理についても問題指摘する意見があったことから、これについても併せて検討することとなった。具体的な検討は、例外処理を採用する場合における制度間移行等の取扱いと、当該例外処理の適用要件の見直し（開示の拡充の検討を含む。）の2つの論点に分けて行われたが、このうち前者について新たに実務上の取扱いを明らかにしたものが、改正実務対応報告である。

---

<sup>1</sup> 改正実務対応報告の全文については、ASBJのホームページ

([http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/rev\\_pension/](http://www.asb.or.jp/html/documents/docs/rev_pension/)) で参照することができる。

<sup>2</sup> この法改正と実務対応報告第22号の概要については、江藤栄作稿「厚生年金基金に係る交付金の会計処理—ASBJ実務対応報告第22号の解説—」（会計・監査ジャーナル、2007年1月号、41ページ）を参照のこと。

<sup>3</sup> 改正実務対応報告では、退職給付会計基準における原則的取扱いを「原則法」、同注解（注12）に基づく取扱い（年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理する方法）を「例外処理」としている。以下、本稿においても同様とする。

### Ⅲ 改正により追加された論点

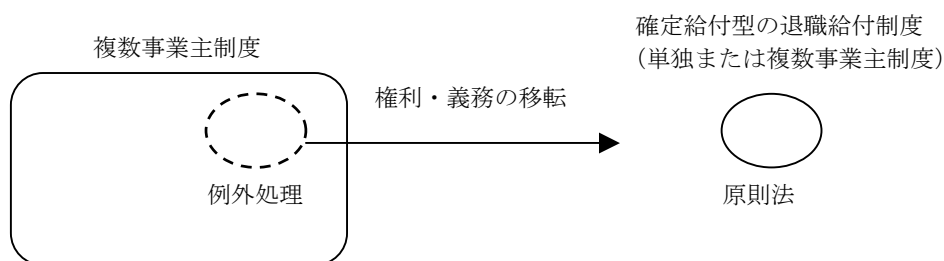
改正実務対応報告では、従来の実務対応報告第2号に、Q9からQ11が追加されている。

Q9では、総合型の厚生年金基金制度を採用している場合で、退職給付会計基準注解（注12）により、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理していた企業が（例外処理）、別の新たな確定給付型の退職給付制度に移行した際に原則法を採用することとなったケースを想定している（図表1）。このケースにおいて考えられる会計処理としては次の2つの方法があるが、従来の会計基準等においては、いずれの方法によるべきかについて必ずしも明文の定めがなかった。

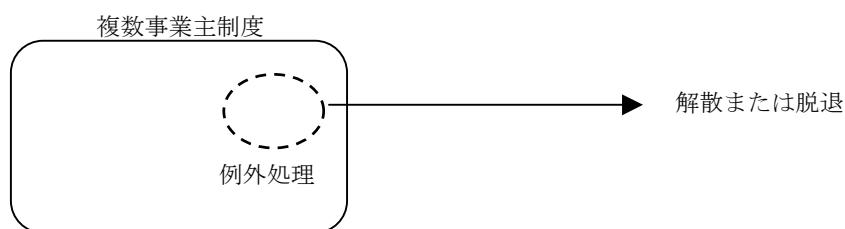
- ① 退職給付会計基準五に従い年金資産等の計算をしたうえで退職給付債務を計上すべきところ、注解（注12）により計上されていなかったため、移行時ににおける積立過不足額は、一時の損益として処理する。
- ② 退職給付会計基準四2の「新たに退職給付制度を採用したとき」に準じて、退職給付債務の増加部分を、過去勤務債務として認識する（平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を、每期費用処理する）。

また、Q10では、例外処理を採用していた確定給付年金制度において解散または脱退が起きた場合（図表2）について、Q11では、原則法から例外処理に変わった場合（図表3）について、それぞれの会計処理が明らかにされている。

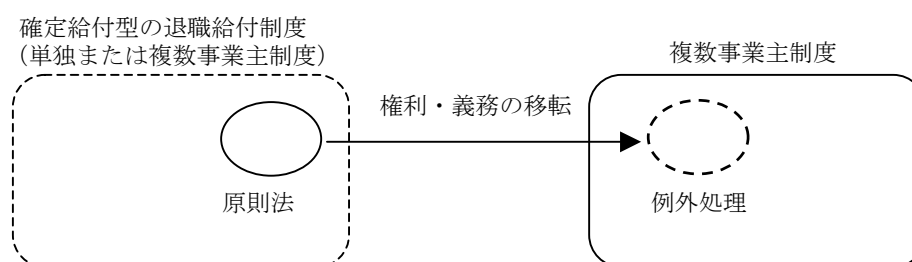
【図表1】例外処理→原則法（Q9）



【図表 2】 例外処理→解散または脱退 (Q10)



【図表 3】 原則法→例外処理 (Q11)



#### IV 会計処理

##### 1. 移行により例外処理から原則法を採用することとなった場合の会計処理 (Q9)

###### (1)新たに認識される未積立退職給付債務の会計処理

複数事業主制度の企業年金制度を採用し、退職給付会計基準注解(注12)を適用している企業では、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しているため、当該年金基金制度に係る退職給付債務に基づく負債が計上されていない。したがって、もしここで、他の確定給付年金制度への移行が行なわれ、移行後の処理として原則法を採用するならば、それまで認識されていなかった退職給付債務および年金資産を新たに認識することになる。

先に述べたとおり、ここで新たに認識される未積立退職給付債務の額(または年金資産が退職給付債務を超える額)について、一時の損益とするか、あるいは、過去勤務債務として平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理するかが問題となるが、改正実務対応報告では、移行の時点において一時の損益(原則として、特別損益)として処理することとされた。

これは、確定給付型の退職給付制度間の移行であるものの、例外処理から原則法に変わった場合に生じた未積立退職給付債務等のすべてについて、適用指針第12項でいうところの「退職給付債務の増額または減額」(すなわち過去勤務債務)と捉えることは適当ではないと考えられること、また、これを未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、会計

基準変更時差異の未処理額、さらにはこれら以外の要因による過不足額に合理的に区分することは困難であり、このような項目を区分して遅延認識することも適当ではないと考えられるためである。

ただし、移行に伴って退職給付水準を変更する規程等の改訂が明示的に行われた場合であって、改訂前後の退職給付債務の数理計算を行うことにより過去勤務債務の額を合理的に算定した場合には、一時の損益として処理する額には含めずに、新たに生じた過去勤務債務として処理することになる。

また、移行に伴って追加的な拠出が求められる場合には、当該要拠出額を費用として認識した後で原則法の採用による未積立退職給付債務等の額を処理し、当該要拠出額については、損益計算書上、上記の損益に含めて処理する。

## (2) 例外処理から小規模企業等における簡便法に変わる場合の会計処理

例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）から、他の確定給付型の退職給付制度への移行にあたり、小規模企業等における簡便法に変わる場合についても、(1)の場合と同様に、移行時における未積立退職給付債務の額（または年金資産が退職給付債務を超える額）は一時の損益として処理する。

## (3) 退職給付制度間の移行の時点の取扱い

例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）から、他の確定給付型の退職給付制度への移行する場合における移行の時点の取扱いは、退職給付制度の終了の時点の取扱い（改正実務対応報告のQ1）に従うこととなる。すなわち、退職給付制度間の移行の時点は、退職給付制度に係る改訂規程等の施行日（改訂された規程や規約の適用が開始される日）が適当であると考えられる。

また、退職給付制度間の移行が翌期以降に見込まれている場合には、当該移行に伴う損失見積額を費用として計上するか、または財務諸表へ必要な注記を行う（後述2.(2)参照）。

## 2. 例外処理における解散または脱退の場合の会計処理（Q10）

### (1) 当期において解散または脱退が生じた場合

例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散または脱退（規約型企業年金における解除を含む。）が生じた場合には<sup>4</sup>、原則法を採用していた場合における解散または脱退と同様に、退職給付制度の終了の時点で認識される損益を、退職給付制度の終了の会計処理（適用指針第10項）に準じて処理する<sup>5</sup>。したがって、例外処理に

---

<sup>4</sup> 他の確定給付年金制度へ移行する場合を除く。

<sup>5</sup> 例えば、適用指針第10項(1)では、「退職給付制度の終了の時点で、終了した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額の支払等の額との差額を、損益として認識する。」とされている。

における解散または脱退であれば、一般には、それに伴って追加的な拠出が求められる場合に、当該要拠出額を費用として処理することになる。

## (2)翌期以降に解散または脱退が予想される場合

実際の解散または脱退が生じるに至っていないものの、基金型における代議員会の議決、あるいは規約型における従業員の同意を得たことにより、翌期以降に解散または脱退が予想される場合も考えられる。このような場合において、解散または脱退による損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるときは、当該損失見積額を当期の費用（原則として、特別損失）として計上し、厚生年金基金解散損失引当金等の適切な科目をもって処理する必要がある<sup>6</sup>。

また、このような引当金等を計上するには至らなくても、解散または脱退による損失の発生の可能性が高いか、あるいは、損失の発生する可能性がある程度予想される場合には、当該解散または脱退が翌期以降の財務諸表に与える影響額（影響額の見積もりが不可能な場合には、影響額に代えてその旨）を当期の財務諸表に注記することとなる<sup>7</sup>。

## 3. 移行により原則法から例外処理に変わった場合の会計処理（Q11）

原則法を採用している確定給付型の退職給付制度から、他の確定給付年金制度（複数事業主制度）への移行に伴い例外処理を採用することとなった場合であって、移行後の確定給付年金制度（複数事業主制度）において移行前の制度から実質的に引き継がれたと考えられる未積立額に係る掛金<sup>8</sup>を拠出することとなるような場合には、当該掛金の拠出に相当する退職給付引当金を引き継ぐことが実態を表すものと考えられる。したがって、この場合においては、当該掛金の拠出に相当すると考えられる範囲で、移行前の制度に係る退職給付引当金残高を移行後の制度に係る退職給付引当金として引き継ぎ、以後、当該掛金に係る年金財政計算上の償却期間に対応させるなどの適切な方法によって取り崩していくものとされた。

もっとも、上記の処理によっても移行後の制度に引き継ぐこととならなかった当該移行に係る退職給付引当金残高については、対応する退職給付制度が終了（または一部終了）したものと考えられるため、退職給付制度の終了の会計処理（適用指針第10項）に準じて、移行の時点で取り崩すことになる。

---

<sup>6</sup> 退職給付引当金が計上されている場合には、当該退職給付引当金に含めて処理することができるが、その際には、解散または脱退による損失見積額に重要性が乏しい場合を除き、その旨およびその金額を注記する必要がある。

<sup>7</sup> 解散または脱退による損失の発生の可能性の程度と、引当金及び財務諸表への注記との関係については、日本公認会計士協会監査委員会第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」4(3)が参考になる。

<sup>8</sup> 一般には特別掛金が該当する。

## V 適用時期

改正実務対応報告は、平成19年4月1以後開始する事業年度から適用する。

ただし、今回の改正は、これまで明文による定めがなかった会計上の取扱いを明らかにしたものであることから、平成19年3月31日以前に開始する事業年度であっても、改正日以後終了する事業年度から適用することができるものとされ、また、改正実務対応報告が対象とする事象がある場合には早期適用することが望ましいとされている。

以上